

【感染症の予防及びまん延防止のための指針】

1. (基本方針)

ゴーオン株式会社（以下「事業所」という）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という）の安全を確保するための対策として、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生時には、その原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じるための体制を整備し運用できるよう本指針を定めることとする

2. (注意すべき主な感染症)

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり

- ① 利用者及び従業者にも感染が起これ、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- ② 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- ③ 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3. (感染症発生時の具体的対応)

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 指定権者への報告
- ④ 保健所及び医療機関との連携
- ⑤ 居宅介護支援事業所や利用者・家族への報告及び情報共有

4. (感染症対策委員会の設置)

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及びその家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という）を設置する

- ① 委員会には運営責任者を設置し、その責任者は管理者が担当する
- ② 委員会は、管理者、事務職、営業職その他管理者が指名した者で構成する
- ③ 委員会は、年1回以上定期的に、また責任者が必要と認めた時は都度開催する
- ④ 委員会は、他の事業所と合同で開催することができ、会議の実施にあたってはオン

ライン会議システムを用いることがある

- ⑤ 委員会の議題は責任者が定め、具体的には以下の内容について協議するものとする
- (1) 事業所内感染対策の立案
 - (2) 指針・マニュアル等の整備・更新
 - (3) 利用者及び従業員の健康状態の把握
 - (4) 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - (5) 職研修・教育計画の策定及び実施
 - (6) 感染症対策実施状況の把握及び評価

5.（従業者に対する研修の実施）

事業所は従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を以下のとおり実施する

① 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う

② 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する

③ 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する

6.（指針の閲覧）

利用者又はその家族は、求めに応じて何時でも本指針を閲覧することができる。また、本指針はホームページ上にも掲載し、何時でも自由に閲覧ができるようにする

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する